

新潟市老人医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 2 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 71 号

新潟市老人医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市老人医療費助成規則（昭和 58 年新潟市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「老人医療費助成受給者証交付申請書（別記様式第 1 号）（以下「受給者証交付申請書」という。）」を「別に定める申請書」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

（1） 加入医療保険資格情報が分かる書類

第 4 条第 2 項中「ひとり暮らし老人調査票（別記様式第 1 号の 2）」を「別に定める調査票」に改め、同条第 3 項中「申請書」を「同項の申請書」に改める。

第 5 条第 1 項中「受給者証（別記様式第 2 号）」を「別に定める受給者証」に改め、同条第 2 項中「受給者台帳（別記様式第 3 号）」を「別に定める受給者台帳」に改め、同条第 3 項中「老人医療費助成受給者証交付申請却下決定通知書（別記様式第 3 号の 2）」を「別に定める通知書」に改める。

第 6 条第 2 項中「受給者証交付申請書が」を「第 4 条第 1 項の申請書が」に、「受給者証交付申請書を」を「同項の申請書を」に改める。

第 7 条第 3 項中「受給者証再交付申請書（別記様式第 4 号）」を「別に定める申請書」に改める。

第 9 条第 1 項中「老人医療費助成申請書（別記様式第 5 号）」を「別に定める申請書」に改め、同条第 4 項中「老人医療費助成申請書」を「第 1 項の申請書」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項中「すべて」を「全て」に、「老人医療費助成限度額適用認定申請書（別記様式第 6 号）」を「別に定める申請書」に改め、同条第 2 項中「申請書」を「同項

の申請書」に改め、同条第3項中「老人医療費助成限度額適用認定証（別記様式第7号）」を「別に定める認定証」に改める。

第10条中「被保険者証又は組合員証及び」を削り、同条ただし書中「被保険者証若しくは組合員証又は」を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「老人医療費助成受給者変更届（別記様式第8号）（以下「変更届」という。）」を「別に定める変更届」に改め、同項第3号中「被保険者証若しくは組合員証」を「加入医療保険資格情報が分かる書類」に改める。

別記様式第1号から別記様式第8号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市老人医療費助成規則の規定により提出された申請書、交付した受給者証その他の書類は、この規則による改正後の新潟市老人医療費助成規則の規定により提出された申請書、交付した受給者証その他の書類とみなす。